

○継続療養の認定等について（通知）

昭和43年7月17日

海幕衛第3849号

海上幕僚監部衛生部長から各部隊の長・各機関の長あて

継続療養の認定等について（通知）

海上自衛官であつた者に対する離職後の療養（以下「継続療養」という。）については、防衛省職員給与法施行令（昭和27年政令第368号）第17条の7及び海上自衛官の療養の実施に関する達（昭和42年海上自衛隊達第28号）第11条の規定に基づき処理されているところであるが、最近、陸幕の会計実施検査において、離職後他に就職して健康保険等の被保険者資格を取得しているにもかかわらず継続療養を受けていた事例があり指摘を受けた旨の通知があつたので、今後とも、継続療養の認定に際しては再就職に伴う健康保険等の被保険者資格取得の有無について調査するなど、遺漏のないように留意されたい。

また、継続療養を認定した旨を申請者に通知するにあつては、その後においても健康保険等の被保険者資格を取得するに至つた場合は遅滞なく担当地方連絡部に申し出るように、併せて指導されたい。